

# 総務委員会

- 1 期 日 平成20年12月12日（金）
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 天満祥典  
副委員長 野村常雄  
委 員 桑木良典、梶川幸子、田川寿一、武田正晴、児玉 浩、  
岡崎哲夫、城戸常太、間所 了、渡壁正徳
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席説明員  
[会計管理部]  
会計管理者（兼）会計管理部長、会計総務課長、審査指導課長、用度課長  
[総務局]  
総務局長、総務管理部長、総務課長、人事課長、行政管理課長、福利課長、財務部長、  
情報システム総括監、財政課長、財産管理課長、営繕課長、税務課長、情報政策課長、  
秘書広報部長、秘書課長、国際課長、広報広聴課長  
[企画振興局]  
企画振興局長、政策企画部長、分権改革課長、政策企画課長、統計課長、地域振興部長、  
地域政策課長、市町行財政課長、新過疎対策課長、研究開発部長、研究開発課長  
[人事委員会事務局]  
事務局長、公務員課長
- 6 付託議案
  - (1) 県第92号議案 平成20年度広島県一般会計補正予算（第3号）中所管事項
  - (2) 県第96号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案
  - (3) 県第97号議案 広島県病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例案
  - (4) 県第100号議案 広島県手数料条例の一部を改正する条例案
  - (5) 県第101号議案 行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例案
  - (6) 県第102号議案 広島県税条例の一部を改正する条例案
  - (7) 県第117号議案 当せん金付証票の発売総額について
  - (8) 県第120号議案 公の施設の指定管理者の指定について
  - (9) 追県第15号議案 平成20年度広島県一般会計補正予算（第4号）中所管事項
  - (10) 追県第24号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 7 報告事項  
[総務局、会計管理部、人事委員会事務局]
  - (1) 地域事務所における再編後の組織体制（案）について
  - (2) 個人住民税併任徴収の実施状況について

[企画振興局]

(3) 地方分権改革推進委員会「第2次勧告」～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～のポイント

(4) 平成20年度地方分権・道州制シンポジウムについて

## 8 会議の概要

(1) 開会 午前10時33分

(2) 記録署名委員の指名

(3) 付託議案

県第92号議案「平成20年度広島県一般会計補正予算（第3号）中所管事項」外9件を一括議題とした。

(4) 付託議案に関する質疑・応答

○質疑（田川委員） ただいま御説明いただきました職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、質問させていただきます。

人事委員会勧告は基本的に尊重しなければならないと考えております。給与抑制措置が続いておりますから、職員の士気の低下や県行政全体の停滞感を招いてはいけないという考え方もございます。しかしながら、財政健全化から考えますと、県民に対してもう少し説明が要るのではないかと思います。県では平成21年度までの3年間で財政健全化に向けた新たな具体化方策を示しておられます。その内容は、総額で900億円程度の財源不足額の圧縮に努めるというものですが、初年度の19年度は御存じのように一般職員の3%給与カットの見送りがありました。それから、20年度は一般職員の給与カットを3.75%とし、加えて管理職のカット率も上乘せされたわけですが、それでも計画額に及ばないという状況が続いております。そうした状況でございますけれども、この具体化方策に定める財政健全化対策のめどがまだ立っていない状況の中で、今回、条例の改正を求めるということでございます。

県は、新たな具体化方策について、県民に対してもホームページできちんと紹介しておられます。そうした中で、県民サービスに直結する事業は見直して減らし、職員の給与削減は変更しましたということだと、なかなか県民の理解は得がたい部分があるのではないかと思います。県民に対して、しっかりと説明するためには、財政健全化への努力は、やはりきちんと示さなければいけないと思います。この具体化方策は必ずやり遂げるという姿勢を示していただかなければ、実際に給料が上がるわけですから、なかなか県民の理解は得られないと思います。これについて、当局の説明をお願いします。

○答弁（財政課長） 田川委員が今おっしゃいましたように、19年度から21年度までの具体化方策を定めて取り組んでおります。今御指摘にもありましたように、一部給与カットを19年度に取りやめたことで計画どおりに行っていない部分があるということでございます。そういうことの中で、やはり具体化方策については来年度に向けて必ずやり遂げていきたい。20年度の当初予算の際に、19年度に一部計画どおり

になっていないこともございますので、県民サービスの点ではなくて、内部管理経費の部分、いわゆる事務費的なものですが、当初の段階で5%、額にして5億円程度を保留する節減の努力を各部局の方でやってきております。

それから、今おっしゃいましたように、県民の皆さんに御理解をいただかないといけないということで、管理経費の縮減努力につきましては、年度途中、10月の段階でさらにいろいろな物品の購入あるいは光熱水費、または旅費などにつきましても節減を図る努力を続けております。今の段階でカットをやめたことによる影響額等について、またはその具体化方策の3年の間に、来年度まで一応ありますけれども、その見通しが立ったかと言われれば、まだ残念ながらそういう状況にはございません。しかし、歳出削減なり、管理経費節減の努力、あるいは歳入の確保努力を全力で、あらゆる手段を講じてやって、県民の皆様の御理解をいただきながら、具体化方策については実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○意見（田川委員） 県民の理解を得るためには、県当局としては並々ならぬ努力が求められていると思います。財政健全化によって県民への行政サービスの低下が起こらないように、職員の皆さんが一人一人全力で職務に努めて、県民の合意を取りつけていく努力を今後もしていただきたいと思います。

○質疑（児玉委員） 2点について御質問いたします。

1点目は、地域事務所の再編ですが、今回提案されている補正予算において、地域事務所の再編に伴う経費として、事務所改修費が9,800万円、移転経費として9,200万円、合わせて1億9,000万円が計上されております。また、これに載っていない部分で、システム改修費等に約2億円を要し、これを加えれば、今回の事務所の再編について約4億円という予算を費やすことになるとお聞きしております。6月定例会の際には、金額的な詳しい説明が全くなかったもので、こんなにもかかるのかとちょっと驚いているところでございます。

事務所の再編は効率化、改革を目的としておりますが、コストに見合わないものになる可能性があるのではないかと疑問に思っております。再編の削減効果が4億円に見合うものなのかどうか、当局に御説明いただきたいと思っております。

○答弁（行政管理課長） 一般所管事項の方で、今後の地域事務所の形を説明する予定にしておりますけれども、今回の地域事務所の再編により、事務所の統合あるいは業務の集約で、人員削減が相当見込めると思っております。まだ細部にわたる詰めは残っておりますので最終段階ではございませんが、課と課が一緒になるといった組織統合によるコスト減、本所、支所での業務の集約などによりまして、約160人の削減効果が出ると思っております。

これに加えまして、18年度から事務事業の見直しも並行して行っておりますので、おおむねそれで100人程度の効果が出ると思っております。両方合わせますと、260人程度の削減効果があらわれてくると考えており、人件費に直しますと、約20億円の削減効果を見込んでおります。

それに加えて、芸北地域事務所の可部の庁舎が全く不要になり、また竹原にある庁舎も不要になりますので、光熱水費等の一般維持経費が約6,600万円で、可部の芸北地域事務所は全く人がいなくなりますので、敷地の売却まで考え合わせますと、実勢価格ではなく、建物解体費は引いておりませんが、現時点の評価額で、約1億9,700万円とっております。以上、3点について削減効果があらわれてくると思っております。

○意見・質疑（児玉委員） 事務所の再編については、それだけ大きな効果があるということですので、確実にこれらを進めていただきたい。芸北地域事務所の敷地の評価額は1億9,700万円ということですが、果たしてこれが本当に売却できるのか、早急に利活用、売却等を含めてしっかり考えていただきたいと思っております。

次に、今回提案されている職員給与の増額について質問します。

最初に、昨日の本会議の質問の一部を引用させていただきたいのですが、労働行政について質問がありました。多くの労働者が企業の利潤追求の中で不安定雇用と低賃金労働にさらされ、その実態は目を覆うばかりである。労働者の3人に1人が非正規雇用社員で、低い賃金で働いている。また、このたびのアメリカ発の金融危機により世界経済が混迷する中、3万人に解雇通告が出されたといった、現在の労働行政の問題点について、きのう蒲原議員が質問されております。

こういったことを踏まえながら、今回の定例会で職員の地域手当を増額する改正条例と、それに伴う補正予算が追加提案されております。先ほど田川委員からもありましたが、人事委員会からの勧告を受けて、職員団体との交渉の結果、勧告どおり改定を行うとなっておりますが、昨今の経済危機は極めて深刻なものがああり、地元大手企業でも大量の派遣労働者の雇用契約が打ち切られ、それに伴って、派遣会社の寮から退去が求められるなど、多くの労働者が深刻な事態に追い込まれております。正社員も例外なく、今後の厳しいリストラが予測されるなど、地域経済全体に大変大きな影響を与えていると思っております。

さらに言えば、県は現在まで、職員も一体となって財政健全化に向け懸命な努力を行っていますが、急激な景気後退により、今年度を含め、来年度も大幅な税収減が確実に予想される状況にあります。こうした中で、なぜこの時期に職員給与の増額をしなければならないのか、県民から見ても、なぜこの時期に増額なのか、全く理解できない、公務員はまるで世の中の動きが見えていないという厳しい批判がされると思っております。人事委員会の勧告とはいえ、なぜ今増額改定を行おうとされているのか、また、経済情勢を見て、せめてこれを先延ばしにするということは考えられないのか、まずは伺いたします。

○答弁（人事課長） 今回の補正予算は、給与改定にかかわり出しております。何点か勘案してということですが、まず1点目は、人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置で、給与決定方式としてそれを維持したいということがございます。それと、厳しい財政状況を踏まえ、現在、職員の給与抑制措置が11年度から長きに

わたっているという点を考慮して、人事委員会の勧告どおり実施させていただきたいと考えております。

それで、なぜ遡及改定するのか、また、先送りできないのかという話ですが、今回、人事委員会の報告で、4月1日時点の公民較差を埋める手法として地域手当の改定をいただいております。地域手当の改定に当たりましては、2つのやり方があり、一つは、事前にあらかじめ段階的に地域手当を引き上げていく国がとっている方式で行います。それともう一つ、本県のように、当該年度の公民較差を踏まえて、それを地域手当で措置していく、いわゆる後追い方式といいますか、あくまでもその年度の公民較差を踏まえてやるということで、我々とすれば、4月1日時点でそういう較差が生じている部分については、できる限り早期に解消すべきであるということで、勧告後の直近のこの12月定例会に提案させていただいているということです。

ということで、我々とすれば、その改定方式、地域手当の改定も昨年度からとなっておりますが、そういう制度は制度として維持しつつ、厳しい財政状況、また、先ほど言われました経済情勢については、職員の給与抑制並びに県民サービスにシワ寄せにならないように財源確保、内部努力等を一層引き締めてやっていくことで対応してまいりたいと考えております。

○意見（児玉委員） 確かに、県職員が財政健全化に向けて非常に御努力をいただいているのは重々承知しておりますし、平成11年から21年度まで、630億円も削減措置をとられているのは御理解を申し上げるところですが、一方で、公民較差という点で申し上げますと、先般12月10日、県職員にボーナスが支給されました。平均69万7,517円でしたが、一方で、県内の292社から回答を得たということで、08年冬で50万4,600円というひろぎん経済研究所の結果も出ております。

こういうことを考えますと、よく理解はできるのですが、なぜ今なのかというのが常について回ると思います。特に、今回の議案が提案されたのが12月9日の本会議です。わずか数日間で、この議論が十分できているのか、また、県民の理解が本当に得られているのか問題視されるころだと思えます。なぜ今なのかというのが一番ひっかかることと、十分に県民へ説明していただきたいということをつけ加えさせていただき、私の意見として申し上げます。

○質疑（城戸委員） 私も今回の人事院勧告をそのまま県で取り上げていくのにはいささか時期的なものがあると前回の委員会で意見を述べさせていただきました。皆さん方は、先ほどの人事課長の答弁のように、なぜこの人事委員会の勧告を認めていくのかといたら、労働基本権制約の代償措置だと答えられるのですが、労働基本権は給与の問題ではないと思っています。あくまでも、身分保障というのが労働基本権です。これは前回の総務委員会や決算特別委員会でも議論があったようですが、公民較差のことを言われると、いささか調査がおかしいのではないかと、調査の仕方に問題があるのではないかとという話が出ました。それに対しての人事委員会の説明で

は、こういう格好でやっておき、平均する、押しなべるのだから問題はないという話だったのですが、私は決してそうではないと思っています。あれは数字的に変わってくると思います。

ですが、それを全部認めたとしても、先ほど児玉委員が言われたように、この時期になぜ出てくるのかという問題について、もう少し県の方に反省していただく必要があると思います。それはなぜかという、平成17年、18年と19年、この直近の3年間は、やはりこの時期に同じ出し方で追加補正として出てきています。この補正は追加補正として出るため、委員会の中で十分審議ができず、そのまま認めてきたわけです。こういう中で、本当に本会議等でも議論をしなければいけない問題だと思うのですが、先ほど来、具体化方策の人件費の取り組み状況について、何かすごい努力をいただいているように見えるのですが、一体これはどういうことかと思うことがあるので、もう少しきちんと説明してもらいたい。

皆さん方が努力して、給与カットをしてくれた。給与カットをずっと続けていたのですが、平成19年度にことは一般職員の給与カットをしませんということで55億円の人件費の抑制効果が消えた。そして、20年度と21年度にかけて、その分0.5%上乘せでカットします。ただし、25億円という話です。ですが、25億円は具体化方策から狂ったままで終わりますという格好で来たのです。この人事委員会勧告による改定の金額が幾ら出てくるかが今まで全然この中へ入っていないわけです。

財政課から出てきたのは、19年に給与改定で15億円の金が要る。20年には、5億9,000万円が要るわけです。そうすると、20億9,000万円が追加で要るわけです。25億円のマイナスで終わるはずが、20億円足さなければいけないわけです。そうしたら、45億円足りないのです。55億円から10億円しか努力したことにならないわけです。そういうことが全然議会にも報告はないし、県民にも知らされないで終わるわけです。それで、決算特別委員会で人件費の効果はこれだけしかないではないかという質問をしたら、何かよくわからない答弁で終わっている。今までずっとそれで来ているわけです。こんなことで果たして本当に県民は理解できるのか。

以前、建設委員会で16億円の公共の執行保留の話が出た。それに一般財源が10億円含まれているので、その半分を財源保留で一たん基金に積みますという話が出たそうなのですが、そのときに、砂原委員が執行保留になった金が残っているのであれば、それは積まないで発注したらどうだと言ったのです。4億5,000万円積み増しするとあり、これだけ景気が悪い、16億円の単独公共が減るのだから、その分使ってくれと言ったところ、これは執行保留して、県の基金に積むという話だったのです。

公共事業に使ってくれという依頼があったにもかかわらず、いや使えませんとして積み増しし、人件費はこうやってすぐ補正で組んでしまう。この体質はいかかなものかと思うのです。皆さん方は、労働基本権制約の代償措置と言われるかもわからない。だけど、さっきの児玉委員の話ではないが、県民がみんな泣きながら生活し、どちらの給料が高いかわからない状態で、公共事業で何とか稼がなければいけ

ない県民に対し、その事業に使う金は削り、公務員の基本権と言ってすぐ執行するのは、タイミングが余りにも悪過ぎるのではないかと思うわけです。

それともう一点、そもそも、なぜこの時期に組合交渉をしなければいけないのか。皆さんが答弁では、組合と妥結したのがこの間だったから、追加で出てくるのだと言われる。なぜ組合交渉を早くしないのですか。何回も同じことを繰り返していたら、わざとやっていると思えな。予算の編成上、組合交渉は早々と切り上げてと言うべきではないのですか。なぜ県民が待たなければいけないのか。これで議会というのは一体どういう審議をするのですか。皆さん方は努力、努力と言われるけれども、こういう意味で努力されていないと思うのです。このあたりについて、御答弁をいただければと思います。

○答弁（総務管理部長） 2点ほど御質問がありましたけれども、1点は、先ほどの答弁と繰り返しになる部分もありますが、やはり、我々としては、基本的に人事委員会勧告は労働基本権制約の代償措置であり、先ほど委員がおっしゃったように、公務員の身分保障という意味で、安定的に安んじて公務に精励するという意味で、制度的なものとしても定着している制度であります。平成11年度以降、約10年の長期間にわたって財政協力をしている間には、御承知のように、民間では戦後最長の好景気という状況もございました。財政協力を行ってきた状況にありましても、基本的な人事委員会勧告制度は守っていくというバランスの中で、我々としては基本的なスタンスを踏襲してきたということでありまして、今年度につきましても、ぜひともそういう意味で基本的な制度を守りながら、財政協力は財政協力としてきちんとやっていくという形で対応をさせていただきたいと思っています。

それから、提案時期ですけれども、大体本県の場合、人事委員会勧告は、国の人事院勧告等も踏まえながら10月当初に出されます。その中で、我々は、勧告というのは基本的に尊重するという立場でございますけれども、やはり地方公務員法の給与決定原則の中に、国、他県の動向等、あるいはいろいろな諸情勢を勘案してということもございますので、その辺を見ながら、一方で勤務労働条件ですので、組合との交渉も尽くす形でやりますと、どうしてもこの時期になり、12月議会の日程との関係で、当初提案がなかなか間に合いにくい状況でございます。この点はぜひとも御理解をいただきたいと思います。

○質疑（城戸委員） 今の話は、みんなおかしい。労働基本権だから踏襲してきた、民間がもうけた時期があるのではないかと今言われたが、それは民間が努力しているからです。民間では今、ほとんど御用組合に変わってしまっている。闘争などないのです。今度も、民間をまねて時短をするという話がありましたが、民間をまねるのならもう少し基本をまねてほしい。基本が違っています。表向きのところだけ民間に合わせますという話です。そういう、いいかげんな民間利用には、いささか疑問を感じるのです。

民間は、実際問題、スリムにするところは素早くやるわけです。サブプライムロ

ーンによる影響だと言われているけれども、日本の企業はまだ赤字も出していないのに人員削減に走るわけです。昔であればこんなことは許されないと思います。今の段階で正社員まで人員整理をすれば、大騒ぎになっています。しかし、今は全然声も上がらない。一体どういうことなのですか。それなのに、公務員は何かあったら座り込みをし、表で集会をやられる。果たして普通の県民が見て、これが正常だと思いますか。そういう中でのこの人事委員会勧告です。人事委員会勧告をそのままやらなければいけないということではないわけです。また、皆さん方が一生懸命努力したというカット部分について、少なくとも給与改定の部分は戻っている。県民の公共事業やほかの事業は全部一律カットで、完全に実施されているのです。そこを言っているのです。県民のためのものは全額予定どおり切って、給与は予定どおりではなかったでは通らないのではないかと言っているのです。

そこを表に出さずにやっている、これはそうとられるでしょう。人事委員会勧告も表へ出して、きちんとかういう形になりますという議論をすべきです。そうしないと、このまま出たら、またやっているのかと不信感を買います。財政の立て直しは、どこで出ていったかわからない金が出たのでは、立て直しにならないのです。全部オープンにしないと、立て直しはきかないのです。それなのに、人事委員会勧告だから仕方がないと出したのでは、立て直しの計画が全部狂うということをやっているのです。

- 答弁（総務局長） まず、追加補正という形では十分な審議時間がない、また組合交渉の時期も含めて御指摘がございました。先ほど総務管理部長が申し上げました人事委員会勧告の時期もございませし、国の人事院勧告は夏に出しておりますが、国の財政フレームがどうなるのかを見るという意味でも、これに対する政府のスタンスが見えてくるのが、ことしは11月の中旬という形になりましたが、大体例年10月ないしは11月の初めぐらいでございます。こういうものを踏まえながら動くというのが、今の地方団体の基本的な動きでございます。ここは御理解いただいた上で、前回の委員会で申し上げましたとおり、今回は国の方のスタンスが見えてくるのが、11月中旬までずれ込んだという異例の展開でございましたが、そういうさなかにあつて、どういう形で今後議会審議に付していくのか、ここについては我々もいろいろと検討させていただきたいと思っております。資料提供の時期、あるいは公式非公式を問わず皆さんとどういう形で議論していくのかについては、検討の時間をちょうだいしたいと思っております。

あと、具体化方策の取り組み状況等のお話もございました。これは先ほど田川委員からのお話もございましたから、決意も含めて申し上げておきたいと思っております。実は昨年、当初予定した形とは違う形で、19年の一般職員の給与抑制措置を一たんため、その上で再度20年、21年をどうするのかという給与抑制措置の考え方を整理したのもちょうどこの時期でございます。こういった給与改定の話も、実は昨年の12月、同時期に給与抑制措置とあわせて議論がなされました。その際、これ



は私が当時総務部長として申し上げたところでございますけれども、まず、最低限、このことで県民サービスにしわ寄せが起きるような対応だけは絶対に避けないといけない、こういう強い思いを持って、私はその給与抑制措置が計画どおり十分できなかった部分と、人勸を実施する部分を含めまして、今後、内部管理経費の削減を初めとします内部努力をしっかりと傾けていくところと、いろいろな財源確保の手法がございますので、そういったものも含めて対応することで、この3カ年で総額900億円の対策をしないとイケないことについては、しっかりとやっていくという決意を昨年12月に申し述べさせていただきました。

現在の状況は、先ほど財政課長から申し上げましたが、すべて穴埋めができたというところまでは残念ながら達しておりませんが、我々は昨年といささかも揺るぎのない思いでここはやっております。るる申し上げますが、今年度もさまざまな取り組みをし、一定の成果を上げつつあると思っております、最終の平成21年度末まであと1年と少しございますが、今回の給与改定の分も含めて、県民の皆様に対するサービスにしわ寄せする形で決着がつかないように、私どもとしてはしっかりと努力をさせていただいて、平成21年度末というものを迎えたいと考えております。

○意見（城戸委員） 今、局長の意思表示はありましたけれども、皆さん方が言われるのは気持ちのことばかりです。19年にはこういう数字で示してもらった。それで、この数字が守れるのですかという話をしたわけです。そうしたら、いや、内部経費の削減努力で頑張らせていただきます。内部経費削減努力といっても、これは一般財源ベースで43億円足りないのです。内部経費5億円でちゃらにするという話です。そこをもうちょっと皆さんに認識してほしいのです。

幾ら頑張っても40億円近いものが足りないのです。守ったと言っても、皆さんの計画と違うのです。何でも前向きに努力している格好をし、全力で取り組みますといつも同じ答弁をされるが、全力で取り組まない公務員がいるのなら、その人は公務員になる資格はないのです。全力で取り組むのは当たり前の話なのです。それでは、全力で取り組んでいけば皆いいのか。みんながテレビであれだけ騒いで、国家公務員を責めているのは、みんな努力しているとか言わないから、公務員は努力さえしていればいいのか、結果は出さなくてもいいのかと言っているわけです。

この結果をもう少し認識していただかないと、県民にしわ寄せしたと言われても、我々は何も言えない。だから、この40億円に近いマイナスをどうやって埋めるのだという具体策がないと、県民は納得しないと思います。

少なくとも、努力してくればそれでいいという話にはならない。これは県民が要望した数字ではないのです。皆さんができると言った数字が狂ってきたわけです。だから、言わなければいけない。

公共事業は、40億円あれば小さいところは皆できるのです。そのあたりを、認識してもらい、こういうものが狂わない仕組みを考えてもらわないと、少なくとも考えられることはいろいろと手を打ってもらいたい。そうやって財政の立て直しに努

力していく知恵を絞らないと、要るものは要る、足りないなら県債で出せばいいという問題ではない。もう一つ工夫がないと思います。

いずれにしても、これ以上言っても仕方がない。これを直してもらうことをぜひとも約束してほしい。委員長にお願いしたいのは、今回私は、どうしても納得できない部分があるので、職員給与の増額に関する議案について、分離採決をしていただきたいと思います。

○意見（岡崎委員） 先ほどの件ですが、城戸委員が言われた中で、やはり県民の県政に対する信頼というのが大前提で、これがないと県政は成り立たないと思います。確かに今回、地域手当を上げるという問題で、皆様方の裁量権の範囲で財政再建をなし遂げて、結果としてできたということに対してそこまでとやかく言う問題ではないと思います。ただ、現在の御時世が100年に1度の不景気で、特に小さい都市ほど仕事がなくなり、人材派遣などはどんどん切られているわけです。雇用がそういう状況で、ボーナスも出ない会社がほとんどである。民性格差というものも御承知のように大変大きいものがあるわけで、都会のそういう感性と、田舎の感性は大分、広島県内でも変わってきていると思うのです。

その金額の大小にかかわらず、上げるということのインパクトは大きく、やはりタイミングをもっと考えながら、1年おくれという制度ではありますけれども、それこそ空気を読みながら、皆様方はいろいろ政策決定していただきたいということを一点思うと同時に、金額的なことで言いますと、一番心配しているのはむしろ時短の方で、今回国は8時間を7時間45分にする。この御時世に本当に自民党は何を考えているのかと思うのです。やはり現在、日給で働いて幾らという人がかなり多いわけです。企業もリストラして、臨時職というのはすべて1時間幾らです。そうした中で今回の時短は、お金に換算すると実質的に3%ぐらいの賃上げということになるのです。また、時間内に仕事をこなせなければ残業で消化していかなければならない。残業代は25%アップで結果的には3.75%アップというような結果になってくるわけです。まして日曜日ともなると、完全実施ですから50%以上で、4.5%アップになる。そうしたことを、皆様方は当然しないと思いますけれども、そういうことが一応予想されるわけです。逆に、生産性を3%上げられるかという、皆様方は既にかかなりの仕事量をやっておられ、生産性はもう窮地のところへ来ていると思うわけです。そうしたことも含めて、今回なぜこんなことをするのか、私は非常に理解がいかないと思っております。

これについてはもう議論したので、答弁は結構でございます。意見だけ言わせていただきます。

もう一点、県第97号議案 広島県病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例案、つまり、今までの地方公営企業法の一部適用を全部適用にするということについて、内容的にはこの委員会で余りとやかく言うことではないのですが、当然、職の設置に伴う給与等に関する条例がこの委員会にかかっておりますので、

私の意見を言わせていただきますと、病院事業はこれから健全化していかなければならない中で、経営専門の管理者を置いて、総責任者を知事から管理者にしていくという考え方は理解がいくわけです。しかし、根本的に病院事業の無駄を廃していくためには、小手先でいろいろ制度を変えても、職員の身分を改正しないと、これ以上のものはできない状況になっているわけです。これは勤務体系、給料体系、あるいは職種といったものを、看護師をホームヘルパーに変えたり、給料を改正したりして、身の丈に合った雇用とする。そうしたことをやらないと、根本的な無駄は廃していけない。私が企業会計決算特別委員長をやっていたときに、当時、4病院全部で、たしか18億円ぐらい赤字が出ていたのです。それを、給食や受付業務という、病院の本体以外の部分はすべて外部委託してやらないといけない。それも速やかにやりなさいと注文をつけて決算を認めたのですけれども、結果、5年ぐらいたってやっとそうしたことをやった。現在、赤字が全体で8億円ぐらいになっておりますので、償却等もありますから10億円すべてとは言いませんが、その効果は少なくとも5億円ぐらいは出ているわけです。そうしたら、5年間それをやらないことによって25億円の損失が出ており、一般会計から持ち出しをしているわけです。それで、この病院を根本的に変えるには、国もそうですが、独立行政法人化をしないと、そうした無駄なものは廃していけない。私は表面的な赤字を言っているわけではないのです。政策医療のように、民間ができないものは赤字でも県病院でやっていくのはいいのですけれども、通常のルーチンの仕事で民間に比べて無駄が出てくるものは、早く戒めていかなければならない。そうした中で、全部適用でというのはぬる過ぎると思うのです。だから、この際、すぐ独立行政法人化に向けて動かないと、赤字はどんどん膨らみ、退職金にしても身分変換しないと、1年ごとに積み重なっていく。なぜ改革してまた屋上屋を架していくのか理解できないわけです。誤解が生まれるかもしれませんが、皆様方は独立行政法人化への一過程で全部適用に向かっていくということですが、生半可ではだめだと思っておりますので、県第97号議案についても、分離採決でお願いしたいと思えます。

○意見（城戸委員） 私も、全部適用にすることで、決裁が早くなり、いろいろな事業が効率的に進むので全部適用にさせてくれと説明を受けました。思い出すと、病院事業部をつくる時も同じ理由で、あのときも決裁を早くするために病院事業部で管理したい、病院関係の部署を県庁内に置きたいということでした。結果、同じ説明で全部適用に変えようとしている。病院事業部をつくる時と今回がどう違うのか。病院事業部に権限を渡せば同じではないか。同じ人がやればいいものを、なぜここで1人ふやさなければいけないのか。だから、組織的に屋上屋なのではないか、なぜこんな組織にしなければいけないのかという思いがするのです。

何か、この人がいなければできないという感覚なのかもわかりませんが、常に人は変わらなければいけないのです。変わってもできる組織にしておかなければいけない。私もこれはちょっと問題があると思っておりますので、分離採決にしてい

きたいと思います。

(5) 表決

県第97号議案 … 原案可決 … 賛成多数

追県第15号議案及び追県第24号議案 … 原案可決 … 賛成多数

県第97号議案，追県第15号議案及び追県第24号議案を除く付託議案7件（一括採決）

… 原案可決 … 全会一致

(6) 一般所管事項に関する質疑・応答

○意見（渡壁委員） 本会議で、当局の答弁を聞いておりました、非常にむなしい思いがします。先ほどの議論を聞いておりましたが、やはり本当のことを言わないといけないと思うのです。

例えば、野村議員が建設業への投資が足りないのではないかと質問しているのに、選択と集中でやりますと答弁している。本当は、総務局長がこういうわけで建設事業にお金が出せないのですと答えればいいのに、土木局長が出て選択と集中でやりますと言っても中身がない。お金がないのにできるわけがない。だから、何でお金がないかを、本当は総務局長が答えたらいいのです。

例えば、三位一体改革について、先ほど資料をもらったので、少し説明します。国庫補助負担金改革で、国が4.7兆円を削減し、その税源移譲ということで、3兆円移譲したわけです。この3兆円は、所得税を減税して個人住民税に振り替えるということです。御案内のとおり、所得税の32%、3分の1は地方交付税であるが、その地方交付税は地方の独自財源である。3兆円移譲しても、そのうちの1兆円はもともと地方の独自財源で、本当は移譲したことになる。地方は4.7兆円切られて2兆円しかもらっておらず、皆さんが幾ら努力しても、県の財政状況は絶対によくならない。

だから、本会議でも、絶対によくならないし、どうにもならない、やれと言ってもできないと言わなければいけない。それが、何もできはしないのに、選択と集中でできるような話をするから、どういうことなのかと言いたくなる。これは地方分権をやらなければ、もうできないのです。干ばしなのです。建設事業などできないのです。それだけ見ても、はっきりしている。

それで、移譲された3兆円はどうやって取るかということになるのだが、この間、田川委員から県税収入が大変落ち込んでいるということを知ったから、原因を調べてみました。どうなっているかといいましたら、これまで個人住民税は200万円までの人は5%、200万円から700万円までは10%、700万円以上の人は13%の個人住民税がかかっていた。1,800万人いる200万円以下の個人住民税を、5%上乗せして一律10%にしたのです。だから、200万円以下の層がふえたのです。そして、200万円から700万円の人たちは10%だから同じです。700万円以上の人は3%安くなり、その3%は、国の所得税で3%を上乗せして取りましようということになった。だから、200万円以上の方は、個人住民税は今までどおりです。そして、専ら200万円以下の

人にこの3.4兆円の負荷がかかったのです。

そして、これまで年金には税金がかからなかった。この資料を見ますと、平成17年からその年金にも所得税がかかるようになり、平成18年からは個人住民税がかかるようになったのです。だから、所得税も含めた両方を上乘せし、200万円以下の者にそんな税金が一遍にかかってくるのだから、払えなくなるのです。しかも、控除額は下げたのです。125万円までは所得税がかからなかったのに、125万円以下でもかかるようになったのです。そうしたら、こういう人はもう生活保護を受けた方が早いのです。年金をかけて、月に10万円そこそこをもらうのなら、生活保護にもらった方がいいのです。国民健康保険、高齢者の保険も生活保護なら掛金をかけなくていい。病院へ行って一部負担をしなくていい。だから、それはもう生活保護の受付には年寄りがずらっと列をなしているのです。

それからこの間、警察・商工労働委員会の人に聞いたら、年寄りの犯罪が物すごくふえているのです。もう年寄りには犯罪をして監獄へ入れてもらった方が安心なのです。生活はできるし、あすの飯を心配しなくてもいい。だから、何とか悪いことをして連れていってもらいたいという思いになっているのです。

それで、私が一番許せないと思うのは、こんなことをしておいて、どう書いているかといったら、地方税の応益原則が強化されたと書いてあるのです。

これは、税金を払っているのが生身の人間だということを忘れた税制度です。しかも、住民税だから当然県議会議員が議論したらいいのですが、県議会議員は、この議論に参加できないのです。だから、知事も県議会議員も、今の制度では飾りで何の役にも立たず、ただいるだけということになるのです。

こういう税制を敷いて、取れないところに税金をかけて地方で取れと言うのだからけしからぬ。血の通うことをやらないと、これは、生きた人間が税金を払っているということを忘れた制度だと思うのです。しかも、税源移譲し、どういう事務が移譲されてきたかと言えば、義務教育費とか国保とか、地方に裁量権のないものばかりです。決められた金額を払うだけのものを移譲してきて、地方へ移譲しましたとはとんでもない話で、地方は苦しくなるばかりです。

さっきも賃金の話が出ましたが、賃金のことを言いますと、今回の議会でも出ておりますように、指導教諭制度を導入すると言って国が法律をつくり、4,500万円かかる。国がお金を出すのかと思えば地方に出せです。それはないでしょう。後期高齢者医療制度だってそうです。制度をつくったのは国ですが、お金を出すのは地方です。地方財源を使ってやりなさいです。地方財源を使うのはまだ許せるにしても、地方の議員に一つも審議する機会を与えていないのです。一言もしゃべれない。国が決めたことを黙々と実行するだけである。

だから、こんなことはけしからぬ、そこを直してもらわなければどうにもならないと答弁の中で言ってもらわないといけない。少しずつ県職員の給料を削って財政再建ができるような話をして、財政再建はできないのです。大卒でみんなこうし

て、負担させるのだから。それをどうやってやめてもらうか。後期高齢者医療制度でも8,000億円要るのです。来年からはもっと要るようになります。今は、東京都や愛知県などの不交付団体がそのうちの半分を負担しているが、来年は、自動車がこれだけ不況であれば負担できません。今度は、それらが負担できなくなった分、県や市でそれを持たなければいけないのです。地方が負担することになっているのですから。地方財政の根幹にかかわる大事なことを平気でやっている。そして、地方交付税というのは地方の独自財源でしょう。その独自財源にも容赦なく踏み込んで、地方交付税を措置しますと、地方交付税を措置し、所得税の32%を33%にするというならわかりますが、そうではない。措置するというのは、基準財政額を計算するときの事業項目に加えているだけです。それを、どんどん乱発してもらえらうほど、地方財政は逼迫してどうにもならない。現にそうになっている。

ところが、県職員もいまだに交付税措置しますと言われたら、何かもらったような気になっているのです。これは意識改革をしてもらい、議会の答弁でも余り要領のいいことを言わないことである。こういうわけできないものはできない。だから、何とかしてくださいと言わないといけない。県議会議員も、飾りでいてほしくはない。そう言ってもらえば、国会議員のところでもどこへでも出かけて行って、どうなっているのかと言います。そういう全体的な空気というものをつくらなければ、財政再建は、言うばかりでできません。総務省で聞いたが、賃金をカットしたらどうなるかと言えば、2000年に入って、賃金やその他を14%カットしております。だから、基準財政額はそれだけ小さくなっている。みんなが辛抱して賃金カットしたら、政府はそれを折り込んで、それでもやっているではないですかと、来年はまた削ってくるのです。

幾らでも削りなさい、幾ら削っても削ってくるから。理由は何ですかと聞けば、それでも結構やっているのではないかと、それだけです。それは、投げるわけにいかないからやるのです。

だから、幾らカットしてもだめです。我々もカットされて辛抱しているけれども、それはもうだめです。地方交付税会計の借金が、34兆円あるそうですが、これは、せいぜい、その地方交付税会計の赤字を多少でも埋めることができれば上出来です。国は地方の金を平気で自分のお金みたいに使っている。そんなことはけしからんと分権のときはそれも言ってもらわなければいけない。地方の独自財源なら、地方六団体が集まって、こう使いましょうと相談したらいいのです。選択と集中と言っても、国が全部決めているのにどうやってやるのですか、それは、できない。

それは、端々の小さなことはできるかもしれませんが、大立てのところはできないのです。そういう要領のいいことを言わないことである。聞くたびにそんなできもしないことを、何を知事に答弁させているのか。本当のことを言って、みんなに本当のことをわかってもらわなければいけない。議員にもわかってもらわなければいけないし、地域住民にもわかってもらわなければいけない。地方分権を進めなけ

れば、出口がないということをぜひ答弁でもびしっと言ってもらわなければいけないと思う。

(7) 開会 午後0時14分